

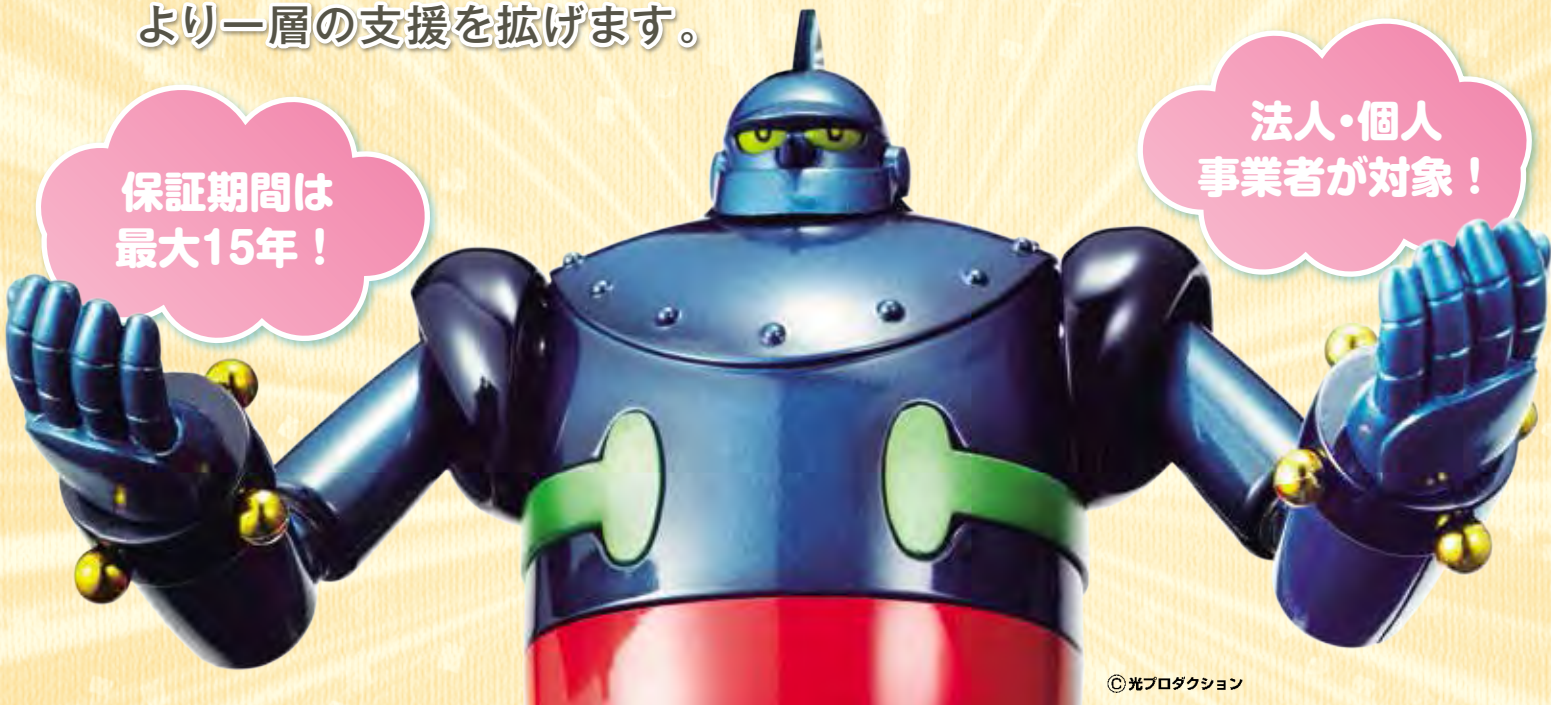
プロパー協調融資保証制度

アムストライン

中小企業の皆さまの事業の安定と発展をバックアップするため、金融機関と滋賀県信用保証協会との連携・協調により、より一層の支援を拡げます。

保証期間は
最大15年！

法人・個人
事業者が対象！



©光プロダクション

- **対象者** 当協会の保証対象要件に該当する中小企業者で、2期以上の決算を実施している法人および個人。
- **保証期間** 15年以内(据置6か月以内)
※プロパー融資期間は、協会付融資期間の原則1/2以上とします。
ただし、一括返済の場合は同期間とします。
- **貸付形式** 証書貸付または手形貸付
- **返済方法** 分割返済または一括返済
- **担保・保証人** (担保)必要に応じて
(保証人)原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととする
- **保証条件等** 当協会付融資(既存の協会付融資の借換えを伴う場合は、借換対象となる協会付融資残高を控除した額)の5割以上の金額をプロパー融資実行すること。

- **保証限度額** 2億8,000万円以内(申込額は10万円単位)
- **融資利率** 金融機関所定
- **保証料率** 法人はカテゴリ5以上の方、個人はカテゴリ4以上の方について基準料率より0.1%引き下げます。

(単位:年率%)

カテゴリ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
法人	1.90	1.75	1.55	1.35	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	
個人	1.90	1.75	1.55	1.25	(注1) 1.15	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35

*有担保割引0.1%、会計参与設置会社割引0.1%は利用可能です。
*個人の保証料割引は、最高65万円の青色申告特別控除の適用を受けている事業者に限ります。
注1)カテゴリ5の内、次の場合は保証料率1.15%となります。
・個人で最高65万円の青色申告特別控除の適用を受けていない方
・同一の事業を営む複数の方であって金融機関からの借入に係る連帯債務を負担する方

- **備考** 責任共有制度対象



支える味方、保証の力

滋賀県信用保証協会

〒520-0806 大津市打出浜2-1「コラボしが21」7・8階



●お問い合わせ

保証部保証第1課・保証第2課

TEL (077) 511-1321/1322

FAX (077) 524-7030 <http://www.cgc-shiga.or.jp>

